

都市景観重要建築物等の管理等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第25条の規定による都市景観重要建築物等の管理等に関し、必要な事項を定めることとする。

（管理）

第2条 指定を受けた都市景観重要建築物等の所有者等は、当該都市景観重要建築物等を、その現状を損なわないように管理しなければならない。

（現状変更の届出）

第3条 指定を受けた都市景観重要建築物等の所有者等が、当該都市景観重要建築物等について次に掲げる行為をしようとするときは、建築確認申請等行政上の手続に着手する前4週間（行政上の手続を要しない行為にあっては、当該行為に着手する前4週間）までに、都市景観重要建築物等の現状変更行為の届出書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

- ・ 都市景観重要建築物等の増築、改築、移転、除却、剪定、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更のうち、当該都市景観重要建築物等の外観を変更することとなるもの
- ・ 都市景観重要建築物等の敷地内（道路上に存するものについては道路上）で行う次に掲げる行為のうち、当該都市景観重要建築物等に係る景観に影響を与えるもの
 - ア 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
 - イ 土地の形質の変更、舗装等の変更
 - ウ 木竹の伐採、土石類の採取又は水面の埋立て

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しないものとする。

- ・ 通常の管理行為又は軽易な行為
- ・ 仮設又は地下埋設の建築物又は工作物の設置に係る行為
- ・ 育成などのための必要な木竹の伐採

（現状変更行為の基準）

第4条 前条第1項に規定する行為（除却を除く。）をしようとする者は、当該行為につき、できる限り当該建築物等の外観の特徴を保全するよう努めなければならない。

（助言及び指導）

第5条 市長は、第3条第1項の届出があった場合において、都市景観重要建築物等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に

対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(所有権その他の権利の移転の届出)

第6条 指定を受けた都市景観重要建築物等の所有者等が、所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、所有権その他の権利を移転される者に対し、都市景観重要建築物等の指定がなされている旨を知らせるとともに、都市景観重要建築物等の所有権その他の権利の移転の届出書（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。